

第808回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成22年10月22日（金）午後2時30分から
場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

1 出席点呼

2 開会宣言

3 第807回教育委員会会議録の承認について

4 第808回教育委員会会議録署名委員の指名

5 議 事

- | | | |
|-------|-----------------------|-----------|
| 第1号議案 | 職員の人事について | (教職員課) |
| 第2号議案 | 県立特別支援学校学則の一部改正について | (特別支援教育室) |
| 第3号議案 | 宮城県立高等学校学則の一部改正について | (高校教育課) |
| 第4号議案 | 県立中学校学則の一部改正について | (高校教育課) |
| 第5号議案 | 宮城県スポーツ振興審議会委員の人事について | (スポーツ健康課) |
| 第6号議案 | 宮城県指定文化財の指定について | (文化財保護課) |

6 課長報告等

- | | | |
|-----|----------------------------------|-----------|
| (1) | 特別支援学校への学齢超過就学希望者の募集について | (特別支援教育室) |
| (2) | 平成22年度公立高等学校「みやぎ学力状況調査」結果の概要について | (高校教育課) |
| (3) | 登米地区統合校に係る校舎等改築事業に伴う大規模事業評価について | (施設整備課) |
| (4) | 宮城県図書館ESCO事業の契約締結について | (生涯学習課) |

7 資 料 (配付のみ)

- | | | |
|-----|------------------------------|-----------|
| (1) | 平成23年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項について | (高校教育課) |
| (2) | 第65回国民体育大会の結果について | (スポーツ健康課) |
| (3) | 宮城県美術館特別展「孤高の画家 長谷川湊二郎展」について | (生涯学習課) |

8 次回教育委員会の開催日程について

9 閉会宣言

第808回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成22年10月22日(金) 午後2時30分から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 大村委員長, 佐々木委員, 勅使瓦委員, 佐竹委員, 青木委員, 小林教育長

4 説明のため出席した者

菅原教育次長, 高橋教育次長, 吉田総務課長, 鈴木教育企画室長, 菅原福利課長, 後藤教職員課長, 熊野義務教育課長, 菊池特別支援教育室長, 氏家高校教育課長, 雫石施設整備課長, 山内スポーツ健康課長, 西條参事兼生涯学習課長, 後藤文化財保護課長ほか

5 開 会 午後2時35分

6 第807回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 (委員全員に諮って)承認。

7 第808回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 勅使瓦委員及び青木委員を指名。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 教育長冒頭報告

教職員の不祥事について

議事に入る前に, 一言御報告申し上げます。

各委員, すでに御承知のところと思うが, 最近, 教職員が不祥事を起こし逮捕されるという事案が頻発している。このことについては, 教育長として県民の皆さまに対し, 誠に申し訳なく思っている。また, この現状に強い危機感を持っているものである。県民の信頼回復に向け, 全力で必要な措置を講じなければならないと考えている。

まず, 昨日付けで, 全ての県立学校等に通達を発出したところである。お手元にその通達の写しを配付している。その通達は, 一つには各職場において緊急に服務規律の確保について職場討議を持つこと。さらにもう一つは, その職場討議の中で, 服務規律確保のために留意すべき事項, 遵守すべき事項について検討し, 職員間でその検討結果を共有し, 教職員としての自覚を促すための宣誓書を作ることなどについて指示をしているものである。

さらに, 私から教職員一人ひとりにあてた緊急メッセージの発出を行った。これもお手元に配付している。県民の教育に対する信頼を回復するために, すべての教職員が現在の危機的状況について認識を共有し, 教育に関わる者としての使命感や誇りを, いま一度確認することなどを呼びかけているものである。そのほかにも, 今後, 研修, 会議等あらゆる機会を通じて, 不祥事の再発防止について指導を徹底してまいりたいと考えているものである。

一連の不祥事のうちの一部の事案については, 本日の委員会において, 処分についての御審議をいただくが, 今回の事態を踏まえ, 私ども宮城の教育に携わる者全員が改めて襟を正し, 職務に精励していく決意を

版を御覧願いたい。

1. 改正の趣旨について、7月の教育委員会において御報告した「平成23年度県立高等学校組織編制計画」の実施、及び「平成20年度から平成22年度の県立高等学校組織編制計画」の実施に伴う、学年進行による収容定員等の改正である。

2. 改正の概要を御覧願いたい。まず、(1)の「全日制課程の収容定員の変更」について、イの「平成23年度県立高等学校組織編制計画関係」として、泉高校と柴田高校において、本年度に臨時学級増としていたことから、それぞれ1学級の学級減を行うものである。また、中学校卒業者の減少に対応するため、米谷工業高校の自動車科と、一迫商業高校の会計科を募集停止とし、石巻北高校の総合学科で1学級減を行うものである。

以上により、第1学年の収容定員については、5学級、200人の減を行うことになる。

次に口の「平成21年度・平成22年度県立高等学校組織編制計画関係」として、計画の実施に伴う学年進行により、第2学年、第3学年の収容定員の変更を行うもので、合わせて9学級、360人の減となる。

なお、本年度、生徒の在籍が第3学年だけとなっている鷺沢工業高校及び中新田高校の商業科については、それぞれ閉校、廃止となるため、科目のほうを削除するものである。

次に、(2)の「定時制課程の収容定員の変更」について、平成20年度県立高等学校組織編制計画の実施に伴う学年進行により、田尻さくら高校の第4学年について、3学級120人の増を行うものである。

改正後の規則は、平成23年度4月1日から施行することとしている。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑)	質疑なし。
委 員 長	(委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

第4号議案 県立中学校学則の一部改正について

(説明者：教育長)

第4号議案について御説明を申し上げます。資料は26ページから28ページまでとなる。資料28ページの新旧対照表を御覧願いたい。県立高等学校組織編制計画に基づき、平成22年度に中高一貫教育校として新設した宮城県仙台二華中学校について、学年進行に伴い所要の改正を行うものである。

なお、改正後の規則は、平成23年4月1日から施行することとしている。

(質 疑)	質疑なし。
委 員 長	(委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

第6号議案 宮城県指定文化財の指定について

(説明者：教育長)

第6号議案について御説明を申し上げます。資料は33ページから38ページまでとなる。資料の34ページを御覧願いたい。

無形文化財1件を、文化財保護条例第16条第1項の規定により、宮城県指定無形文化財(工芸技術)として指定し、同条第2項の規定によりその保持者を認定するものである。このことについては、本年9月13日に開催された宮城県文化財保護審議会において審議いただき、資料35ページのとおり、同日付けで、会長から「県指定無形文化財に指定することが適当である」旨の答申を得ているものである。

今回の指定により、県指定無形文化財の工芸技術部門は2件、県指定文化財の総数は236件となる。

詳細については、文化財保護課長から御説明申し上げます。

(説明者：文化財保護課長)

第6号議案である正藍染の宮城県指定無形文化財の指定と、この保持者の認定について御説明申し上げます。資料の37ページと38ページに、正藍染の工程に沿った写真を掲載しているので、参考にしてください。

今回の指定候補である正藍染は、自ら栽培した麻で織り上げた織物を、自らが栽培した特別の藍を用い、他からの力を借りずに行う、すなわち材料の獲得から加工までを一貫して自分の家で行う染色技術である。

この正藍染は、人間国宝であった旧栗駒町在住の千葉あやの氏がその保持者として、昭和30年に重要無形文化財の指定を受けており、その指定により、次第に広く知られるようになったものである。

千葉あやの氏は、娘のよしの氏及び今回保持者として認定を付議している千葉まつ江氏を指導しながら、正藍染の伝承に努めていたが、昭和55年に亡くなられている。その後、正藍染は娘の千葉よしの氏を保持者として、昭和55年に宮城県指定無形文化財に指定されたが、昨年、よしの氏も亡くなったため、その指定が解除となっていた。

今回、千葉よしの氏の義理の娘となる千葉まつ江氏を保持者に認定し、再度、正藍染を宮城県指定無形文化財に指定することをお諮りするものである。この正藍染の特徴とその重要性は、昭和30年の千葉あやの氏の重要無形文化財指定時の理由書に端的に示されていることから引用を行う。

「正藍染は、自ら麻を植えて糸を紡ぎ、これを織って作った麻布で、同じく自ら種をまいて作った藍を用いて染めるという完全な一貫作業で、その間、まったく他人の手を煩わすことがない。しかも、藍建て(染液を作ること)にも純粋な木の灰を入れるほか何も加えず、人工的に熱も加えず、6月以降、夏までの間の自然の大気によって発酵を待つ素朴なものである。」とされている。その重要性については、おそらく、これほど純粋な形で残された藍染は、今日どこにもないと思われ、我が国の染織工芸の変遷を知るうえにおいて特に貴重な技術であり、歴史的に見ても、手法的に見ても、県が珍重すべき存在と評価されるものである。最近の仙台市教育委員会の調査により、このような藍染技術は栗駒山麓のみならず、かつては本県の奥羽山脈沿いで広く行われていたことが判明している。

この技術保持者候補である千葉まつ江氏は、千葉家に嫁入り以来、正藍染の技術を重要無形文化財保持者の千葉あやの氏から直接伝授され、また、昭和35年から昭和44年の間には、旧栗駒町による正藍染伝承者育成事業に参加し、その技術をあやの氏から受けている。あやの氏が亡くなった後は、その娘で宮城県指定無形文化財保持者だった千葉よしの氏を補佐し、約30年にわたり正藍染の技術の研鑽を積んできており、専門家の調査でも、その技術は千葉よしの氏と遜色がないと認められている。

また、近年では義理の娘の千葉ひさこ氏をはじめ、親族への指導にも力を入れており、正藍染の継承に尽力している。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員

県の無形文化財の指定を受けると、どのような保護策があるのか。

文化財保護課長

後継者養成のための助成金を補助することになる。

佐々木委員

それは、技術の保存や伝承、その仕事に専念することができるくらいの金額であるのか。

文化財保護課長

色々な考え方はあると思うが、宮城県文化財保護補助金として、1年間に14万円である。

佐々木委員

例えば、自然や景観などのように、文化財指定を受けると、自分の庭が自由にできないなどの生活上の不利益や不自由が発生してしまうということを聞くので、その方にとってメリットがないことになっては、逆に困るのではないかと思ひ聞いたものである。

今回認定することで、この技術の普及、伝承していくことについての助けになるということでもいいのか。あるいは、作品なり製作工程の記録が残せることになり、博物館に藍染コーナーができたり、宮城の子どもたちがその博物館に見学に行ったときには、それにまつわる色々なことを学べる機会につながるような保護策があるのか伺いたい。

文化財保護課長

色々な無形文化財があるが、県の文化財に指定されれば、いま申し上げた県の補助金の支給のほか、国の補助金もあり、その中には実施する事業について、100%の国庫補助が受けられるものもある。この正藍染については、今年度、国の補助金を活用し、その製作過程のビデオ記録を撮るといった事業も行っているところである。

佐々木委員

技術や技能に関わる無形文化財については、文化財の指定後、県民の方々にとってわかりやすい形で共有できる方策をお願いしたい。申し訳ないことだが、私自身、この正藍染のことはわからなかった。例えば、博物館や美術館のような場所で、そういった文化財が広く知られていくような形が望ましいと思ったところである。

文化財保護課長

博物館等での展示は難しいかもしれないが、御意見を参考にして、作品や技術等の記録を取り、その閲覧や貸出などで活用されていくよう検討したい。

佐竹委員

年間14万円の県の補助金には、細かい用途規制はあるのか。例えば、「後継者養成のためにこれこれのことに使う」的な規定があり、その使途状況について、何らかの提出を求めているのか。

文化財保護課長

細かい使途目的の規制はない。後継者の養成、技術の研鑽等の目的であれば支障はないものである。ただし、その補助金の事業が終われば、その報告書を提出してもらっている。

青木委員

この千葉まつ江さんは、昭和5年生まれで80歳という高齢になっている。この先の技術の伝承ということが、無事に継続していくのかどうか疑問に感じる。そういう意味では、年間14万円の補助金というのは額が少ないという印象である。この技術を伝承させていくために、県として何をしていくのかということについて伺いたい。

文化財保護課長

千葉まつ江さんは80歳、かなり高齢ではあるが、この技術の後継者は、代々、千葉家のお嫁さんや娘さんといった女性が受け継いでおり、今回も、まつ江さんの義理の娘の千葉ひさこさんが、一緒に技術の研鑽を積んでいるほか、まつ江さんの姪も一緒に正藍染を行っている状況にある。後継者への伝承という意味では、その形はなしにしていると考えている。

そして、予算的なことについては、国からの補助金メニュー等もだいぶ内容が充実してきていることから、それらを十分に活用しながら、今後とも取り組んでいきたいと考えている。

勅使瓦委員

今後の千葉まつ江さんの活躍の場という点では、こういったところが考えられるのか。せっかく保持者として認定を受けても、活躍の場がないと寂しい気がするものである。今回に限らないが、無形文化財として県の指定を受けた方々の活躍の場としては、どのようなところがあるか伺いたい。その人の住む地域にはあるとは思いますが、県全体としてみた場合、活躍の情報というものがうまく表に出てきていないように感じられる。

文化財保護課長

この正藍染については、その性格上、唯一の消費は自家消費になることから、広く大々的に販売を行うということにはならないが、今は、自宅の隣に「愛藍人・文字（あいらんど・もんじ）」という栗原市の藍染体験施設のショップで商品販売が行われている。

一般的に、無形文化財の発表の場というものは特にはないが、国の地域伝統文化総合活性化事業の補助金を活用し、東京都豊島区での工芸展において発表を行ったり、あるいは職人の技を見せるワークショップ的なものを検討していきたいと考えている。今年度では他には、「雄勝硯」もワークショップの手法を用いた事業を考えているところである。県単独では予算的な制約から動くことは難しいが、国の制度を利用した活動を進めていきたい。

委員長

私は、20数年前に、千葉よしのさんにお会いしている。そのときに、「このような伝統文化は、若者が色々と動いてくれるから、工房のようなものを開いてみてはいいかがか。」と提案したことがあった。けれども、「これは一子相伝で伝えるもので、そのように伝えるものではない。」とお叱りを受けた思い出がある。

確かにそういう性格のものかもしれないが、いまの事務局の説明の中で「愛藍人・文字」という施設ができているとのことから、少しずつそのような方向の動きが始まっているのかと感じたところである。

文化財保護課長

以前であれば、麻布を染めるということだけであったが、現在では、木綿や絹を染めたり、ハンカチ類などの小物商品なども作成しており、自分の家の分だけということではなく、少しずつ広く外に向けた考えにもって行こうとしていると思料される。

委員長

正藍染が、少しずつ千葉家代々というものではなくなってきたということになるのであろうか。

文化財保護課長

そのような動きが進んで来ていると言える。ただし、伝承そのものは、これまでも女性に受け継がれて来ていることから、それは今後も続いていくのではないかと思うところである。

(委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

1.1 課長報告等

(1) 特別支援学校への学齢超過就学希望者の募集について

(説明者：特別支援教育室長)

県立特別支援学校(小学部・中学部)への学齢超過就学希望者の募集について、御説明申し上げます。資料の1ページから2ページを御覧願いたい。

この説明の前に、学齢超過者の就学についての経緯を御説明申し上げます。

障害の重い学齢児の就学が義務化されたのは昭和54年度からで、それ以前は障害の重い学齢児は就学が猶予または免除されていたものである。そのため、昭和39年4月1日以前の生まれで、昭和54年度時点で満15歳を超えていた方は学齢を超過しているということで、学校教育を受ける機会がないまま今日に至っているものである。

今回は、これら学齢超過者のうち、希望する者を県立特別支援学校小学部・中学部に受け入れることとしたもので、その受け入れに至った理由については、大きく4つある。1番目は、教育委員会として教育の機会均等を大切にしなければならないこと。2番目として、法的に学齢超過者の編入学が可能になっていること。3番目として、学齢超過者の保護者等、関係団体から30年来の要望が出ていること。さらには、学齢超過者本人及びその保護者の高齢化が進んでいること。4番目として、他県でもこの学齢超過者の学校への受け入れを始めているということである。

次に、募集の概要について、1.募集対象は、昭和54年度の養護学校義務化以前に、障害のために就学を猶予又は免除され、その後学校教育を受ける機会がなかった方で、宮城県内に居住又は宮城県内の障害者施設に入所されている方となる。2.募集学年は小学部の6学年とし、県立特別支援学校小学部への編入とする。小学部卒業後は、中学部の3学年への編入学も認めることから、最大2年間の学習期間を得られるこ

ととなる。本年度の募集校等は、5.に示すとおりである。

今後は、11月1日付けの「県政だより」や、特別支援教育室のホームページ等で周知を図り、12月1日から出願を受付け、来年4月に学校生活がスタートできるようにしたいと考えている。

以上のとおりである。

(質 疑)

委員長

希望者は相当数いるのか。

特別支援教育室長

保護者団体等からの請願では、28名の希望が出ている。

委員長

年齢的にはどのくらいになるのか。

特別支援教育室長

今回、希望が出ている人たちのなかでは、最年少は昭和39年生まれの46歳で、最高齢は75歳である。

委員長

学校に入りたかったという気持ちだと思うが、この入学によって、その人にとって役に立つという部分は何になるのか。

特別支援教育室長

生活意欲の向上があると思う。支援学校では現在も、教員が施設を訪問し、いわゆる訪問教育を実施している。この対象となる児童生徒は、障害がかなり重いですが、授業をすればただで、教員の投げかけに対する反応がよくなっている。例えば、山元支援学校では、通常のカリキュラムにはないサマースクールを開き、夏休みに今回対象となる学齢超過者の方々に体験授業をしているが、その際の本人たちは、「見た目でわかるくらい変わる。」という報告を学校及び指導教員から受けている。

佐竹委員

希望者というのは、本人の希望なのか家族の希望なのか、どちらであるのか。

特別支援教育室長

本人と保護者共からである。

佐竹委員

障害の程度があると思うが、そこには線引きはしないということであるのか。

特別支援教育室長

そのとおりである。

勅使瓦委員

募集人員が、それぞれ3名程度ということになっている。先ほどの希望者の人数を考えると、どのような形での選考となるのか。

特別支援教育室長

資料1ページの一番下欄を御覧願いたい。選考方法で御理解を得やすいのは、やはり年齢順ではないかと考えている。応募のあった方で年齢の高い方から順にということである。

佐竹委員

最大2年間の受け入れとあるが、2年また2年ということでは、年功序列ですすめていくと、この受け入れ人数では間に合わなくなるというか、就学待機者の年齢がすすんでしまうことにならないか。まずは始めてみて、今後の拡大を視野に入れているということなのか伺いたい。

特別支援教育室長

資料の3.募集期間等を御覧願いたい。募集期間は平成22年度から平成24年度までとし、それぞれの年度の12月1日から20日までということにしている。

佐竹委員

そうすると、就学のできない人も出てくることになるのか。

特別支援教育室長

資料の5.本年度募集校等の表中「指導形態」に記載のあるように、指導は「訪問教育」となる。障害的には重度な方であり、いまま施設に入所している方が多いことから、教員が施設を訪問して指導を行うものである。その場合、施設内に学習スペースを確保していただくこととなる。早く、そしてもっと多くの方々に教育を受けてもらいたいと考えているが、実際のところでは、受け入れする施設側の学習スペースの確保という部分で制約があるため、3名ずつというところにならざるを得ない。

それから、募集期間の3年間で終了しても、その間に応募のあった方々全員について、順次、学校への受け入れを続けていく。募集期間が3年間ということである。

青木委員	小学部6年生と中学部3年生に編入ということについて、それぞれ小学校と中学校の内容を1年間で行うということになるのか。
特別支援教育室長	義務教育の期間は、小・中学校それぞれ学校教育法に定められているが、学校教育法施行規則第35条に「保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子について、当該猶予の期間が経過し、又は当該猶予若しくは免除が取り消されたときは、校長は、当該子を、その年齢及び心身の発達状況を考慮して、相当の学年に編入することができる。」という規定があり、今回対象となる方々の障害の程度、年齢、体力的なことなどを総合的に勘案して、編入学年を決定したものである。
青木委員	全ての教科についての学習を行うのか。
特別支援教育室長	重度の障害をもつ方々であるため、教科学習ということは難しいと考える。基本的な生活習慣に関わることの学習になると思われる。
青木委員	了解した。

(2) 平成22年度公立高等学校「みやぎ学力状況調査」結果の概要について
(説明者：高校教育課長)

平成22年度公立高等学校「みやぎ学力状況調査」結果の概要について、御報告申し上げます。資料は別冊で、1ページから15ページまでである。1ページ目に概要をまとめているので、主にこの概要にて御説明申し上げます。

1番から4番までは実施に関することである。この調査は、昨年度まで1年生を対象とした国語、数学、英語の3教科の学力調査と、1、2年生を対象とした学習に関する意識調査の2つを実施していた。

その意識調査から、2年生において家庭学習時間が1年次よりも減少し、いわゆる中だるみの様子がうかがえたことから、高校2年生の段階で、1年次の学習内容がどれだけ定着しているか、それが就職、進学、どちらのシーンにも極めて重要であることを踏まえ、今年度から3教科の学力調査を2年生で実施するとともに、各学校の実態に即した問題設定となるよう、国語、数学、英語の学校選択型問題を導入したものである。5番はその分析結果となる。共通問題の正答率は右欄のとおりであり、基礎的、基本的な力はある程度身に付いているものの、3教科とも活用力や応用力に大きな課題があるという結果になった。

今回は初めて2年生に対して実施したということもあり、前年度との比較はできないが、共通問題は1年次の学習内容の復習であり、平均正答率50%を目標に作成している。卒業時に一人ひとりの進路希望を実現させるためにも、今回の結果を踏まえ、生徒がより頑張れるよう、各学校に働きかけていきたいと考えている。

また、今回は学校ごとの分析がしやすいようにA・Bの選択問題も導入した。具体的にどういった分野の力を付けていかなければならないのかなど、各学校が自校の結果を詳しく分析し、課題を踏まえて対策を講じられるよう促していきたい。

6番には、学習に関する意識調査結果の概要をまとめている。1年生において「授業が概ね理解できる」と答えている生徒が、前年比プラス3.1ポイント。「家庭学習をほぼ毎日する」生徒もプラス4.8ポイントと大幅に増えており、平日の家庭学習時間も増加傾向にある。

2年生においても、平日の家庭学習時間は前年に比べて増加傾向にあるが、この背景には資料10ページ(6)及び13ページ(5)の、宿題・課題・小テストの顕著な増加という学校による取り組みが好影響をもたらしているものと考えられる。

その一方で、平日に家庭でもっとも時間をかけて行っていることは、1年生においては電話やメールであり、平成16年度から6年連続1位であったテレビやビデオを抜いて、今回初めて第1位となった。2年生においても、電話やメールと答えた生徒の割合が1.8ポイント増えており、第1位ではないものの、携帯電話への依存度が高まっている可能性がある。

7番に記載のとおり、今後は学力向上に効果的と思われる活動や取り組みだけでなく、学習時間を確保することについて、家庭との連携にも力を入れていきたいと考えている。

最後に、資料1ページの下欄に、全体の考察を3点にまとめている。2ページ以降には、調査結果の詳しい内容を記載しており、15ページには学力向上に向けた今後の取り組みをまとめている。これらの取り組みをさらに充実させて、今後とも宮城県の高校生のさらなる学力向上に努めていきたいと考えている。

以上のとおりである。

(質 疑)
委 員 長

厳しい意見を言わせていただくが、学力に関してはいつも同じ言葉が出てくる。つまり、「基礎的なことは大体身に付いているが、活用する力が弱い。」ということが何回も繰り返される。この活用する力が弱いということは、社会では役に立たないという意味のことを、別な方面から言っているように感じられることから、それをいつも言うのは好ましいことではない。社会の役に立つ、あるいは社会の一員として適切な行動を選択できる人になるという部分をどう伸ばしていくかという、とても大きなテーマであると考えます。

しかしながら、いつもこのような傾向の分析で終わってしまうということについて、疑問のあるところである。

高校教育課長

学力調査において、基礎・基本は概ね良好であるが、応用力、活用力に課題があるということについて、毎年のようにまとめとなるところである。

問題の作成は、学校で習った教科の中で基礎・基本、応用力・活用力を問うといった形で作成することとなる。「社会に出て役立つ」というところでは、実際の世の中でも、そのような視点で問題を見て、解決していくという部分を取り入れようと意識しているところである。そういう部分を意識しながらの問題作成は、実のところなかなか難しいところであるが、今後さらに努力をしていきたいと考える。

今回、共通問題としての出題に、1学年時の基礎・基本的なことを問いかけてはいるが、内容として、例えば3年生にも合うような問題を若干含めたり、あるいはセンター試験並の内容を含めてみたりということで構成している。

また、今回初めて、A問題とB問題の区分けを行った。どちらかといえば就職を考えている生徒が選択できる問題と、大学進学を目指していこうとする生徒が選択できる問題という区分けである。問題を学校で選択できる方式であり、各学校での学習活動に役立てていただきたいという考えで実施したものである。

いずれにしても、応用力と活用力については課題となっているものであることから、今後さらに研究や検討を重ねていきたいと考える。

青 木 委 員

私は、中学生の家庭教師をしていた経験があるが、そのときに教えていた子どもが、 $1/2 + 1/3 = 2/5$ と解いてきたことがあった。それで、その子どもに「2分の1とは何か。」と聞いたら、「2つに分けたうちの1つ。」と理解している。「それでは3分の1は何か。」と聞くと、同様に「3つに分けたうちの1つ」とわかっている。そこで、「リンゴ半分とリンゴを3つに分けたうちの1つを足したら、5分の2、5つに分けたうちの2つになるかな。」という話をするとうまく、「それはおかしい。」とわかってくる。そして初めて、約分、通分という技術を教えると、「ああ、なるほど。」と理解してくれたということがあった。

私自身、数学は不得意だったということもあり、高校の授業で微分、積分、行列などを習っていたときに、正直なところ、「これはいったい何に使うのか。」とわから

ないままだった。その後、社会人になってから初めて、利益を最大限にするときの二次曲線を作ったときに、「解の公式はなんだったかな？」と10年も20年も経っているのを忘れていたが、「傾き0のところが二次曲線の最大。微分とはこのように使うのか。」と初めてわかることができた。

いわゆる現実に結びつける教育。「そういうふうにするのか。」ということがわかると、勉強することも面白くなるのではないかと考える。高校の数学になると技術論になってしまい、「これをこういうふうにして、こうすれば解ける。だから覚えなさい。」みたいな授業になる。そうすると例えば、「ヘロンの公式って何に使うのか。」というように、結局、よくわからない概念論の世界になり、嫌いになってしまう。応用力とは、結局のところ現実に結びつけることだと思っている。その部分が学校の授業では、あまりよく説明されていないというか、イメージを持たせてもらっていない。だから、勉強が嫌になってしまうという気がしている。

委員長

いまのお話の部分というのは多々あるのではないかとと思うし、また、人によって物の覚え方というのは違うということもある。基礎はできているが応用はできていないということは、たまたま問題として出されたものについてのことであり、本当のところはどうなのかという部分はなかなか見えないと、これまで個別のところでは申し上げなかったが、いつも思っているところであった。受験問題のようなところで、基礎ができているかどうかという分析や評価が出てくるが、実際の社会では、そのようなことは誰も言ってこない。とにかく、自分の知っていることを駆使して、何とか生きていくという話になり、そのときはいつも応用問題であることから、そこをうまくつないで生活をしていくことになる。この応用問題が子どもたちにも見えるような形の教育にするにはどうしたらいいのか、何かの工夫をしなければいけないのではないかと考えているところである。

(3) 登米地区統合校に係る校舎等改築事業に伴う大規模事業評価について

(説明者：施設整備課長)

登米地区統合校に係る校舎等改築事業に伴う大規模事業評価について、御説明申し上げます。

去る10月20日に開催された「政策・財政会議」において、この事業の実施が適切であるとの決定がなされ、同日、宮城県行政評価委員会に諮問を行った。この諮問に基づき、宮城県行政評価委員会は、同委員会の大規模事業評価部会で、当該事業に係る大規模事業評価を調査審議することとし、本日、午前中に第1回目の審議が行われたところである。

配付資料の項目1．事業概要について、産業の高度化や多様化に伴い、農業等における単一専門分野の知識や技術だけでなく、複数の専門分野の知識や技術を合わせ持った人材が求められていることなどから、登米地区の職業系専門学科を有する上沼高等学校、米山高等学校及び米谷工業高等学校並びに登米高等学校の商業科を再編し、登米地区統合校として新たに複数の職業系専門学科を統合した総合産業高校を、現在の上沼高等学校敷地に建設することとしているものである。

統合の対象となる学校の位置図については、資料の4ページを御覧願いたい。ここには再編対象となった上沼、米谷、米山、登米のほかに佐沼。いわゆる登米地区5校の位置を掲載している。

次に項目2．事業規模については、事業予定地として、現在の上沼高等学校全敷地43,321㎡のうち、約20,000㎡を新校舎及び新屋内運動場として利用することとしており、その建設費は約43億円を見込んでいる。改築規模は、校舎として延べ面積8,164㎡の鉄筋コンクリート造4階建て。工業系学科が使用する総合実習棟をはじめとした実習棟及び管理棟を3棟。屋内運動場として、延べ面積2,310㎡の鉄筋コンクリート造3階建てを建設することとしている。

資料の5ページを御覧願いたい。現在の上沼高等学校の敷地に建設する総合産業高校のレイアウト図である。上部にある現在の教室棟は解体して更地とし、第2グラウンドとする予定である。それから、現在グラウンドとして使用している体育館南側の敷地には、校舎、総合実習棟、屋内運動場を建設する予定となっている。

最後に項目3.スケジュールについて、今年度は大規模事業評価に係る手続きを行い、平成23年度から24年度に基本設計と実施設計。平成25年度から26年度に改築工事を実施し、平成27年4月には新校舎を供用開始する予定としている。その後、旧校舎棟の解体工事などを実施し、平成27年度にはグラウンド整備工事を終了する計画としている。

以上のとおりである。

(質 疑)

佐竹委員

位置図を見ると、かなり遠方の学校も統合するようであるが、生徒の通学について考慮したところはあるのか。

施設整備課長

県内では、今年4月から全県一学区になり、旧学区内を越えての生徒移動ということも考えられるが、この統合校については、概ね旧学区内を中心とした生徒の就学になるという判断である。生徒の通学状況も調査したところ、この地区は、自転車やバイクを使用して通学する生徒が多いものである。ただ、約2割の生徒はバスを使用しており、今現在も、登米市内の運行バスに通学の便宜を図ってもらっているので、新しい学校でもそのような形での通学が行えるよう検討していきたい。

佐竹委員

農業で画期的な動きが起きた場合などは、この仙北地域の子どもたちだけではなく、それこそ遠方に住む子どもたちの中にも、この高校に入りたいと希望することがあると思うので、交通の便については何らかの手立てを取っていただければと考える。せっかくの統合校であり、複数の専門分野を持つこととなることから、広く生徒が集まり、専門的知識をもった人材が育ち、付近に研究施設などができて大型の先進的な研究などが行えるようになってほしいと期待するものである。

施設整備課長

確かにそうならぬとすればという気持ちはあるものの、地区住民との話し合いの中では、地区内の統合校という位置づけとなっていることから、全県から生徒が流入してくるという想定にはまだなっていないところがある。

いずれにしても、新しい学校がより良い環境で運営されるよう、私たち県教委とともに、地域住民の方々にも色々と考えていただいているという状況である。

佐竹委員

地区内だけではなく、県内どこからでも通える環境を整えるということも大切ではないかと考えるところである。

施設整備課長

学校についての必要な施設整備に加え、地区内の生徒のみならず、県内から多くの生徒が集まるということになれば、その生徒たちがより良い環境で学べるように、官と民が協力して、子どもたちにとって良い環境を作っていくということになる。

委員長

全県一学区ということで、高校に通学する生徒というのは、時々要因で大きく流動してくると考えられる。その部分を見極めて、受け入れる県立高校も変化をさせていかなければならない。その点は適切に行うべきことだと考える。

(4)宮城県図書館ESCO事業の契約締結について

(説明者：生涯学習課長)

宮城県図書館のESCO事業の契約締結について、御説明申し上げます。

資料の項目1.の4行目以降に記載があるとおり、宮城県のESCO事業については、平成18年3月に

県の「環境保全率先実行計画」において、省エネルギーによる温室効果ガス削減対策の一つとして、県有施設へのE S C Oの計画的導入を推進することとしていたものである。

平成19年2月に「宮城県E S C O事業導入基本方針」を策定し、温室効果ガス排出量の削減効果や光熱水費削減効果の高い施設から順次E S C O事業を導入することとし、平成19年度に県の最初の導入施設として「宮城県立がんセンター」に導入し、平成21年4月から運用開始している。また、平成20年度には「東北歴史博物館」に導入を行い、今年4月から運用を開始している。

平成21年度には、3番目の施設として「宮城県図書館」にE S C O事業を導入することとし、提案募集を行った結果、菱機工業株式会社仙台支店を代表事業者とするグループを最終提案者として選定。その後、このグループと平成23年4月からのE S C Oサービス運用開始に向けた設備の詳細設計、E S C O契約に関する協議などの結果、契約に関する条件が整ったことから、E S C O事業業務委託契約を締結したものである。

資料の裏面を御覧願いたい。ただいま説明申し上げた経緯については、(1)に記載のとおりである。

(2)契約の内容について、宮城県と宮城県図書館E S C O事業の代表事業者である菱機工業株式会社仙台支店、そして設備のリース会社となる三菱UFJリース株式会社の三者を契約当事者として、委託費を年額9,019千円。契約年数の12年間で、総額108,229千円とする契約を平成22年9月24日に締結したものである。

これにより、光熱水費を年間10,902千円を削減することとし、計画どおり削減できない場合でも、9,420千円を事業者が保証を行うという契約である。エネルギーを19.9%削減し、併せてCO₂を20.7%削減するというものとなっている。現在は、来年4月からの運用開始に向け、設備工事に着手しているところである。

以上のとおりである。

(質 疑)	
委 員 長	青木委員，専門の分野であると思うがいかがか。
青 木 委 員	すぐに理解するには難しい内容となっている。
委 員 長	エネルギーの話というのは、すごい勢いで動いていく世界であることから、ここにある12年間を見ている間に、その潮流などはどんどん形を変えてしまう。国際社会での各国の考え方や発言などで、その施策がどのようになるのか読めない部分が多い。そういう意味においては、当面、このようなスタイルで削減を図っていくということなのであろうと考える。
青 木 委 員	現在、使われている図書館の電気は、空調の占める割合が大きいのか。
生涯学習課長	確かに電気の割合が多いと考えるが、それ他にもガス、上下水道についても削減を図るということで、設備工事に入っている。
青 木 委 員	通常このような省エネ対策は電気代を削減するもので、コージェネレーションによって排熱を暖房や温水等に使い、エネルギー効率を上げることで、コストを縮減していく方法であると考え。しかしながら、このE S C O事業については、その部分の内訳が、この資料だけでは確認が難しい。
生涯学習課長	この場で削減額の内訳は確認できないが、工事の概要について参考までに御説明する。熱源改修工事と電気設備工事としては、空調機の省エネルギーベルトの導入や高効率照明器具の導入、あるいは風力、太陽光発電の外灯を導入するなど、電気使用を削減していくということである。
	その他には、空調設備工事としてナイトページの採用、空調機のデューティーサイクルといったものの導入、さらに衛生設備工事としてトイレ設備の改修などとなる。

そのような対策工事を契約の相手方が行い、年間10,902千円の削減を図るとい
う計画である。

青木委員 ガスエンジンを導入したり、太陽光発電を入れるなどの発電施設を導入するとい
うことではないのか。

生涯学習課長 電気については、先ほどの話と同じになるが、空調機の省エネルギーベルトの導入
や高効率照明器具とのことである。HID照明や一部外灯に太陽光発電等を導入する
という考え方である。

勅使瓦委員 この内容についてはなかなか理解できないが、現状どおりと工事後の費用対効果は
どうであるのか。これまでの設備費用や委託費などと今回の設備工事費とその後の比
較の部分はどのようになっているのか。

その他には、エコ関連で、風力やLED照明器具を使う部分は、それだけ見れば確
かに環境にはいいかもしれないが、CO₂削減とは言っても実際にはその製品をつく
るためにCO₂が排出されている。トータルで考えると、いまあるものを使用してい
くのが実は一番のCO₂削減なのではないかとも思うものである。

生涯学習課長 資料の裏面の図表を御覧願いたい。左側の棒グラフがESCO事業導入前の年間の
光熱水費や定期点検費用も含めた経費で約59,000千円となっている。いまの計
画では、先ほどの設備工事により、これを49,000千円位まで縮減するというも
ので、それを右側の棒グラフに示している。これにより、これまでと比較して約2割
のCO₂削減と、エネルギーでも19.9%削減するものとなっている。

この設備工事自体は、契約の相手方である菱機工業株式会社仙台支店が、一部はリ
ース会社から機械を借りて実施するもので、その費用は同社が負担することになり、
県としては設備費用の工事対価として光熱水費削減分の一部となる9,019千円を
ESCOサービス料として同社に支払うというものである。

それでも県には、1,883千円の利益が生じるものとなっている。

佐々木委員 私は、県の環境審議会委員にも就任しているが、その審議会では、ある年度を目標
として、エネルギーやCO₂を何%削減するという国の目標があり、それに向けた各
都道府県毎の取り組みが必要であることが言われている。

そのため、単に、費用対効果や利益を得ることを目的とするのではなく、対価を支
払ってでも、エネルギーの削減やCO₂排出量の削減を行わなければならない。その
くらいに地球環境は差し迫っていることに対する施策の一つであると認識している。

このESCO事業の削減率は約20%であり、高い数値であると考えますが、県全体
の目標値と比較してどうなのか。

生涯学習課長 県全体の削減目標は承知していないところであるが、委員御指摘の趣旨も含んでお
り、その上で、県にも実質的な利益が生じる制度となっている。

佐竹委員 この事業とは別なことで、省エネに関係することになるが、宮城県図書館の年間利
用者数というのはどのくらいなのか。

生涯学習課長 平成21年度実績で、495,000人くらいとなる。

佐竹委員 その年間利用者や勤務している職員に対してのエコ対策ということで、何か取り組
んでいることはあるのか。いま伺った設備面でのエネルギー削減の話はもちろん重要
なことではあるが、一人ひとりの意識に働きかけることが、エコにはとても重要なこ
とと思っている。そういう部分での取り組みはあるのか。

生涯学習課長 大きな施設であることから、この県庁舎と同じように、エレベーターの一部運行停
止、蛍光灯の間引き、不使用時のトイレ内消灯などのエコ運動を行っているところで

ある。その他には、一部、来館者から批判はあるものの、日中の来館者の少ない時間帯に、エレベーターやエスカレーターの一時的な運行停止を実施している。そのような意味では、省エネについて来館者の方の協力を得ているところである。

教 育 長

参考までに、このE S C O事業は、これまで県の「E S C O事業導入基本方針」に基づき実施してきており、その対象施設の候補としては、8施設あったものである。その8施設の中から、この事業の導入による経費削減効果が高いと思われるものから順次、導入してきており、いままで、県立がんセンター、東北歴史博物館、そして3番目に、この図書館ということであった。

次の導入施設としては、この県庁舎を予定していたが、色々な検討を行った結果、すでに削減の努力を相当しており、改めてE S C O事業を導入しても削減効果は得られないと判断されている。先ほどの委員長の話のとおり、エネルギーの技術革新の進捗によるものも勘案されていると思料され、結論として、県庁舎へのE S C O事業の導入は見送ることとなった。この導入見送りにより、県としては、この図書館までの3施設の導入で、一応の区切りをつけるとされたものである。

委 員 長

私は、エネルギーについてはマクロ的な話しかわからないが、エネルギー会社といえば、ガスとか電力とかがある。日本では、エネルギーの供給体制がそれぞれの分野に分かれているが、ガスや電気、水までも含めて一つにまとめた会社で運営されている国もある。また、供給先も、日本であれば決まった電力会社となるが、ヨーロッパを見てみると、ドイツではフィンランドからエネルギーを購入していたりと、我々から見れば不思議な姿で動いている世界がある。そして、それらを駆使して、有効活用しようという動きも出てきている。このE S C O事業の仕組みの部分は、大きな視点で見れば、いまの話の部類に入るのだらうと思う。

もう一方の話としては、日本の北海道では昔から、寒地建築の研究を行ってきている。北海道はヨーロッパ型のエネルギー消費であり、冬のエネルギー消費が大きく、東京から西ではその逆で、夏に一番のピークが来る。そして、仙台周辺は非常に微妙な地域で、うまくやると冷暖房という分野でかなりエネルギーを小さくできるのではないかとされているが、具体的な動きにはなっていない。

それから、建物自体も、いままでは人間の動線などを考えて、ずんぐりとした建物を造っていたが、もっと自然光が入るようにスレンダーな形にする。日中は蛍光灯がなくても過ごせるようにしようとかという動きも出てきている。

そのような話がたくさん動いている中で、一つの話だらうと思うものである。宮城県は、そのような位置の地域にあるということ、うまく活用して、電力消費量の少ない高層建築か何かを造ってほしいと期待しているところでもある。エネルギーの細かい部分の話は明るくないところで、コメントさせていただいた。

1 2 次期教育委員会の日程について

委 員 長

次回の定例会は11月16日(火)午後1時30分から開会する。

1 3 閉 会 午後4時36分

平成22年11月16日

署名委員

署名委員